入札公告の訂正

平成29年８月２日
支出負担行為担当官
海上保安庁次長　花角　英世
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　掲載日
平成29年７月13日（号外政府調達第132号）
２　訂正内容
７ページ４段目「入札公告」の１⑷①「平成30年２月28日、平成30年６月29日、平成30年12月28日、平成31年６月28日、平成32年６月30日」を「平成30年２月28日、平成30年12月28日、平成31年６月28日、平成32年６月30日」に訂正する。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成29年８月２日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長　根本伸一郎
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
平成29年７月18日付（号外政府調達第134号・10～12ページ）掲載の入札公告　第29―1440―１号「①分析・研究施設　第１棟の小型受入物用収納ピット等の製作、②分析・研究施設　第１棟の消火設備（内装）の製作」及び第29―1441―１号「分析・研究施設　第１棟のライブラリ保管庫の製作」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年８月２日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役　大阪支社長　蓼沼　慶正
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27
○大支公告第33号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸新幹線、浅水川橋りょう他（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福井県鯖江市下新庄町地内及び越前市中新庄町地内
⑷　工事内容　本工事は、北陸新幹線高崎起点436km247m～437km472m（Ｌ＝1,225m）間のうち、ラーメン高架橋11連（６～３径間）、ＲＣ橋脚29基、ＲＣ場所打Ｔ桁橋31連（Ｌ＝20～９m）、３径間連続ＰＣ箱桁橋１連、ＰＰＣＴ桁橋５連（Ｌ＝45m～25m）、場所打杭290本（ラーメン高架橋104本、ＲＣ橋脚186本）、ニューマチックケーソン基礎２基、橋面工１式、防音壁１式、工事用道路１式の工事である。
⑸　工期　33箇月間
⑹　使用する主な資機材
生コンクリート　約40,000㎥
鉄筋　約8,000ｔ
ＰＣ鋼材　約120ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続きを電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒀　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⒁　本工事は、直接工事費の一部について、見積もりの提出を求め、予定価格作成のための参考とする「見積活用方式」の試行工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす２者又は３者を構成員とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成29・30年度工事競争参加資格確認者」のうち「機構大阪支社管内（北陸）土木」（以下「土木」という。）及び「機構大阪支社管内（北陸）プレストレストコンクリート」（以下「プレストレストコンクリート」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。
㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員を２者とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者の場合については、構成員を２者とする特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者又は単体有資格者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、構成員を２者とする特定建設工事共同企業体の構成員のうち出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数が1,200点以上の者とする。
構成員を３者とする特定建設工事共同企業体の場合については、構成員のうち代表者は、「土木」に係る客観点数が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数が1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数が950点以上1,200点未満の者とする。
「プレストレストコンクリート」については競争参加資格の認定を受けているものとし、客観点数は問わない。
⑷　特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者は、平成14年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。）した以下の①に掲げる工事の施工実績を有することとし、その他の構成員は①から⑦に掲げる工事のいずれかの施工実績を有すること。また、特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者または出資比率が第２位の構成員のいずれかで、③及び⑤の施工実績を有すること。
単体有資格者は、平成14年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。）した以下の①、③及び⑤に掲げる工事の施工実績を有すること。
ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る。
また、当該施工実績が機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引き渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工実績とすることができるが、一部しゅん功し引き渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引き渡していなければならない。
①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
②　橋りょう新設工事
③　ケーソン工による橋りょう基礎工事
④　ケーソン工による工事
⑤　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
⑥　ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
⑦　ＰＣ上部工新設工事
⑸　機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成27年度及び平成28年度の機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。